

現在の外国人雇用の何が問題なのか ～ 国際的な評価を受ける外国人雇用と共生を実現するために～

2019年4月1日から、就労が可能な外国人の新たな在留資格として、「特定技能」が認められました。「本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動」を認める特定技能1号と「本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって熟練した技能を要する業務に従事する活動」を行うことができる特定技能2号により、外国人労働者の受け入れが開始しています。すでに2018年10月時点での外国人労働者数は146万人を超えており、今後も人手不足を背景に、企業において外国人労働者は定着すると思われます。

しかし、現在行われている「外国人技能実習」やこれと接続する「特定技能」では、国際的な人権保障の観点から看過できない問題を生じさせており、「特定技能」による外国人労働者の受け入れにもその問題が継承される恐れがあります。

本セミナーでは、外国人労働者の権利が正当に保証され、国際的な評価を受ける外国人雇用を実現するために取り組むべき課題を明らかにしていきます。

日時 2020年1月27日(月)午後2時～午後5時

場所 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター ホール14C

内容 講演

- 1) 労働者の人権から見た外国人雇用制度の問題点 弁護士 指宿昭一
 - 2) 外国人雇用の新制度の概要 弁護士 木下潮音
- パネルディスカッション 国際的に評価される外国人雇用制度は実現できるか
【パネリスト】 弁護士 指宿昭一、同 木下潮音 他

主催 日本CSR普及協会

後援 日本弁護士連合会

参加費 5,000円(当日申し受けます)

会員弁護士・会員企業(2名まで)無料

準備の都合上 1月20日(月)までにファクシミリにてご回答をお願い申し上げます。

日本CSR普及協会 事務局 宛 FAX 03-3583-2699

2019年度第3回研修セミナーに出席を申し込みます。

1. ①企業関係者 ②弁護士(登録番号) ③その他 ()

2. 住所 〒 _____ (電話) _____
_____ (e-mail) _____ @ _____

フリガナ

3. 氏名 _____ 所属 _____ (企業名・部署名/弁護士会名)

4. ① 協会会員 ② 協会理事 ③ 近畿支部会員 ④ 非会員

◎ 問い合わせ先 日本CSR普及協会 (電話03-3568-3891) <http://www.jcsr.jp>

ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。

日本CSR普及協会2019年度 第3回研修セミナー会場のご案内



TKP 新橋カンファレンスセンター ホール14E

東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング

- 都営三田線 内幸町駅 A5 出口 徒歩0分
- JR 山手線 新橋駅 日比谷口 徒歩7分
- JR 東海道本線 新橋駅 日比谷口 徒歩7分
- JR 横須賀線 新橋駅 日比谷口 徒歩7分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅 8番出口 徒歩7分
- 都営浅草線 新橋駅 8番出口 徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線 霞ヶ関(東京都)駅 C4 徒歩8分
- 東京メトロ丸ノ内線 霞ヶ関(東京都)駅 C4 徒歩8分
- 東京メトロ千代田線 霞ヶ関(東京都)駅 C4 徒歩8分

問い合わせ先：日本CSR普及協会

TEL 03-3568-3891

<http://www.jcsr.jp>

